

広げよう無防備地域宣言を わたしたちのまちから

無防備地域宣言という言葉聞いたことがありますか。国際人道法と呼ばれる「戦争のルール」を定めたジュネーブ条約第一追加議定書の59条に「無防備地域宣言」があります。戦争にもルールがあることはあまり知られていません。第一・第二次世界大戦での死亡者に占める民間人の死亡比率が5パーセントから50パーセントに跳ね上がり、ベトナム戦争では95パーセントになりました。現代の戦争は、戦闘員ではなく民間人に多くの被害を出します。こうした悲惨な戦禍をなくそうと赤十字国際委員会です定められたものがジュネーブ条約です。戦争という究極の暴力を、法により規制を加えるものです。ジュネーブ条約第一追加議定書は、一九七七年にベトナム戦争後に生まれ、日本政府は、昨年これに批准し今年2月末に正式に発効しました。

無防備地域宣言とは、「この地域は非武装です」と宣言することによって、戦域から外されるという国際ルールです。これを地方自治体が宣言し、戦禍から住民の生命と財産、文化財を守ることになります。地方自治法の直接請求という制度を活用し、有権者の五十分の一の署名があれば地方自治体の長に条例制定を求めることができます。

昨年から来年にかけて全国二十以上の自治体で取り組まれようとしています。憲法改悪や国民保護計画策定の動きの中で、憲法の非武装の理念を地域で実現させようという市民の運動です。

(沖縄タイムス 6月5日(日)朝刊「発信・着信」より)



無防備地域を宣言するためには、次の4つの要件を満たす必要があります。

1. すべての戦闘員、移動兵器、移動軍用設備が撤去されていること
2. 固定した軍用の施設・建造物が敵対的目的に使用されていないこと
3. 当局または住民により敵対行為が行われていないこと
4. 軍事行動を支援する活動が行われていないこと

これら4つの要件を満たすことにより、その地域が戦争に協力しない民間人地域であることが保障され、国際法の規定により攻撃は一切禁止されます。

<講師プロフィール>

山内敏弘(やまうち・としひろ)さん

1940年山形県生まれ。一橋大学大学院法学研究科博士課程修了。法学博士。専攻は憲法。獨協大学教授、一橋大学教授を経て、現在は龍谷大学法科大学院法務研究科教授。国分寺在住。

著書に『人権・主権・平和』(日本評論社、2003年)、『新現代憲法入門』(編著・法律文化社、2004年)、『有事法制を検証する―「9.11以後」を平和憲法の視座から問い直す』(編著・法律文化社、2002年)など多数。

きくちゆみさん

東京生まれ。お茶の水女子大学文教育学部卒業。マスコミ・金融界を経て、1990年から環境問題の解決をライフワークに。1998年より自給的な暮らしを目指して鴨川に移住。2004年、ドキュメンタリー映画『テロリストは誰?』『911ボーイングを捜せ』を翻訳プロデュース。「この地球に生きとしいけるものが共に生きていけるように、いろいろやっています。特に戦争と環境破壊は食い止めたいですね。」とはご本人の弁。

著書に『バタフライ』(ハーモニクス出版)、『地球と一緒に生きる』(八月書館)、共著に『未来への責任』(ほんの木)、『原子力の時代は終わった』(雲母書房)、『ザ自宅出産・水中出産』(新泉社)、訳書に『戦争中毒』、『映画シナリオテロリストは誰?』、『映画シナリオ911ボーイングを捜せ』(以上、合同出版)、『1本の樹が遺したもの』(現代思想新社)など。

